

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成20年11月20日(2008.11.20)

【公開番号】特開2002-148883(P2002-148883A)

【公開日】平成14年5月22日(2002.5.22)

【出願番号】特願2001-291443(P2001-291443)

【国際特許分類】

G 03 G 15/00 (2006.01)

G 03 G 15/01 (2006.01)

G 03 G 15/08 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/00 5 5 0

G 03 G 15/01 Z

G 03 G 15/08 1 1 2

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月18日(2008.9.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】光導電性ドラムと、

該光導電性ドラムに近接して位置し、該光導電性ドラムにトナーを供給する現像ハウジングと、

該現像ハウジングから延出し、画像形成装置への装着の間及び取外しの間にカートリッジを支持する支持アームであって、前記画像形成装置に取付けられた状態で、前記光導電性ドラムの垂直上方に位置する前記カートリッジ上の支持アームとを備える、画像形成装置内に取外し可能に取付けられるカートリッジ。

【請求項2】前記カートリッジが前記画像形成装置内に取付けられた状態で、前記現像ハウジングが前記光導電性ドラムの上方に位置する、請求項1に記載のカートリッジ。

【請求項3】一対の前記支持アームが、前記現像ハウジングの中央に位置するベースと、該ベースから外方に延出する最上部支持とを有する実質的に“T”形状を形成する、請求項1に記載のカートリッジ。

【請求項4】前記最上部支持の後端において、該最上部支持に対して角度を有する傾斜した支持面を更に備える、請求項3に記載のカートリッジ。

【請求項5】前記傾斜した支持面が、前記最上部支持に対して約30～60度の間の角度を有する、請求項4に記載のカートリッジ。

【請求項6】前記支持アームが実質的に直線状であり、かつ、前記現像ハウジングの上部領域を横切るように延出する、請求項1に記載のカートリッジ。

【請求項7】前記支持アームの後端から外方に延出する一対の先鋒部を更に備える、請求項6に記載のカートリッジ。